

情報公開についての規定

1. 【原則】日本数学会は、持っている情報を積極的に会員に提供する。また、会員以外の人に対してもできる限り情報を開示する。
2. 【開示の例外】日本数学会は、第1項の規定にもかかわらず、会員や関係者に関する個人情報のように、情報の開示が関係者のプライバシーを侵害する場合は情報を開示しない。また、論文の審査や、受賞選考の経緯など、日本数学会または関係者の正当な業務に深刻な悪影響を与える可能性のある情報も開示しない。
3. 【一般に公開する情報】日本数学会の①定款、②役員名簿、③社員名簿、④事業報告書、⑤貸借対照表、⑥事業計画書及び収支予算書は、一般の閲覧に供する。
4. 【会計の開示】日本数学会が持つ会計帳簿は、会員から開示請求があれば閲覧を認める。
5. 【業務の開示】日本数学会が行っている業務の内容については、第2項にあたる場合を除き、開示する。
6. 【総会などの議事録の開示】日本数学会の総会、評議員会、および理事会の議事録は、第2項にあたる場合を除き、開示する。
7. 【委員会の議事録の開示】日本数学会の委員会の議事の記録は、第2項にあたる場合を除き、委員会が議事の記録として作成している場合は開示する。委員長等が個人的なメモとして作成しているものは、請求があっても開示しない。
8. 【手紙の開示】日本数学会が送った手紙のコピーまたは受け取った手紙は、第2項にあたる場合を除き、理事長印または相手側の公印を押しているものは開示する。外国との間の手紙も、第2項にあたる場合を除き、日本数学会の理事長または相手側の公的な立場に立つ人がサインしているものは開示する。
9. 【開示請求】日本数学会に対する情報開示の請求と、日本数学会の開示請求に対する判断に対する異議の申し立ては、請求者が自分の氏名・住所と請求または異議申し立ての理由を記載して、日本数学会指定の様式で行うべきものとする。
10. 【開示の審査】日本数学会が持っている情報について開示請求があった場合は、理事会が開示すべきかどうかを3ヶ月以内に決め、結果を請求者に通知する。理事会の開示についての判断に請求者が異議を申し立てた場合には、日本数学会の運営監査委員会において公開すべきかどうかを再検討し、結果に不服を申し立てた人に通知する。
11. 【費用負担】以上のような情報開示のために必要な費用（コピーの場合は手数料を含め1枚20円とする）は、開示請求者に支払いを求める。
12. 【実施年度】この規定は2004年度から実施する。